

# 平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・**その他**）

No 11

府省庁名 農林水産省

対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 <b>固定資産税</b> 事業所税 その他（都市計画税）										
要望項目名	平成24年度以降の農地に対する負担調整措置の存続										
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 農地に係る平成24年度以降の各年度の固定資産税及び都市計画税について負担調整措置を講じること。</p> <p>・ 特例措置の内容 農地の固定資産税及び都市計画税に係る負担調整措置（平成24～26年度） 当該年度分の固定資産税額が、農地調整固定資産税額（前年度分の固定資産税額に負担調整率を乗じて得た額）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額をもってその年度の固定資産税額とする。 なお、都市計画税についても同様の措置を講じる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.9 以上</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.8 以上～0.9 未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.7 以上～0.8 未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.7 未満</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※負担水準＝前年度課税標準額／当該年度評価額</p>	負担水準	負担調整率	0.9 以上	1.025	0.8 以上～0.9 未満	1.05	0.7 以上～0.8 未満	1.075	0.7 未満	1.1
負担水準	負担調整率										
0.9 以上	1.025										
0.8 以上～0.9 未満	1.05										
0.7 以上～0.8 未満	1.075										
0.7 未満	1.1										
関係条文	<p>・ 地方税法附則第19条、第26条</p>										
減収見込額	（初年度） ▲23,459 （－） （平年度） ▲23,459 （－） （単位：百万円）										
要望理由	<p>（1） 政策目的 「我が国の食と農林漁業の再生のための中間提言」において、農業の競争力・体質強化は喫緊の課題とされており、農地の保有コストの急激な上昇を抑え、農業経営の安定を図ることが重要。</p> <p>（2） 施策の必要性 農地の保有コストの急激な上昇を抑え、農業経営の安定を図るため、固定資産税及び都市計画税について、これまでと同様、負担調整措置を講じる必要がある。</p>										
本要望に対応する縮減案	なし										

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	適用対象農地の筆数 1,619,914 適用事業者の範囲 3,133,467
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	区 分	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
	対象者数 (人)	1,507,149	1,785,873	1,613,166	1,478,961	1,677,886
	適用件数 (筆数)	3,035,097	3,828,909	3,137,635	2,748,464	3,344,140
	減税額 (百万円)	68,809	55,257	47,753	41,637	35,930
税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)	—					
前回要望時の達成目標	—					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—					
これまでの要望経緯	<p>昭和51年度：創設。以後、固定資産税評価額の見直しに際し、農業事情に則し要望。</p> <p>【主な改正】</p> <p>昭和54年度：税負担の上昇をなだらかにするため、負担調整措置のきざみを細かくし、1.05の負担調整率を新設。</p> <p>昭和57年度：税負担の上昇をなだらかにするため、負担調整措置のきざみを細かくし、1.15の負担調整率を新設。</p> <p>昭和63年度：農地価格の平均上昇率が下がったため、低い上昇率に対応した区分を追加。</p> <p>平成9年度：負担水準の均衡を図るため、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制し、また、地価の下落による納税者の負担増感に配慮した負担調整措置に変更。</p>					
ページ	11—3					